

いよぎんFAX振込サービス利用規定

(2020年4月改訂)

1. サービス内容

- (1) いよぎんFAX振込サービス(以下「本サービス」といいます)とは、本サービスの契約者(以下「契約者」といいます)があらかじめ当行に届け出たファクシミリ(以下「ファックス」といいます)を利用して総合振込および給与振込を依頼(以下「振込依頼」といいます)し、プッシュ信号を出せる電話機(以下「プッシュホン」といいます)を利用して振込の送信依頼(以下「送信依頼」といいます)をすることにより、あらかじめ指定された契約者名義の預金口座(以下「引落口座」といいます)から指定金額を引落しのうえ、契約者が指定した預金口座に振込みすることをいいます。
- (2) 総合振込・給与振込で、契約者が振込指定できる預金口座は、当行の国内本支店を含む金融機関の国内本支店の預金口座とします。なお、指定できる預金口座の種類は、当行が定める種類とします。
- (3) 本サービスの利用手続きは、別途契約者に交付する「いよぎんFAX振込サービスご利用の手引き」(以下「手引き」といいます)にもとづいて行うものとします。

2. 振込依頼の受付等

- (1) 本サービスによる振込依頼は、本サービス所定の「総合振込依頼書」または「給与振込依頼書」(両者を以下「依頼書」といいます)に振込明細など所定事項を記入のうえ、ファックスにより『当行のFAX-EBシステム』(以下「センター」といいます)あてに送信して行うものとします。なお、振込指定日は、当行の営業日とし、振込依頼および送信依頼については手引きに記載の日限までに行うものとします。
- (2) 当行は、受信した「依頼書」を文字認識装置等で読み取り、その読み取り結果を「確認書」(読み取り不能の部分がある場合は「修正連絡書」として契約者のファックスあてに送信します)。
- (3) 契約者は、受信した「確認書」または「修正連絡書」の内容に誤りがある場合や取消、訂正等を行う場合には、「依頼書」の該当部分を「手引き」に記載の方法により修正して再度センターあてに送信してください。当行は、再度送信された「依頼書」により、改めて「確認書」または「修正連絡書」を契約者のファックスあてに返信します。
- (4) 契約者は、「確認書」の内容に誤りがないことを確認した場合には、送信依頼をしてください。なお、「手引き」に記載の日限までに送信依頼がなかった場合は当該振込依頼はなかったものとして振込手続きは行いません。
- (5) 当行は、前項の送信依頼を受信し、契約者があらかじめ当行に届け出た暗証番号、お客様コード、確認書番号等の内容を照合し一致を確認した場合は、当行が受信した振込依頼の内容を、契約者からの正当な振込依頼とみなして送信手続きを行ったうえ「受付通知書」を契約者のファックスあてに送信します。なお、当行が送信依頼を受信した後は依頼内容の修正、取消はできません。
- (6) 当行は、契約者からプッシュホンによる振込依頼状況等の照会があった場合には、「本日のお取引状況確認書」等を申請書記載の契約者のファックスあてに送信します。
- (7) 前各項の取扱によって契約者に損害が生じたとしても、当行の責によらない場合当行はいっさいその責任を負いません。

3. 振込手続き等

- (1) 当行は、振込指定日の業務開始時における引落口座の預金残高から振込資金等の金額を引き落とした後、振込手続きを行います。なお、この引き落とす振込資金等の金額は、総合振込分と給与振込分を別々に引落とすものとし、振込依頼日のいかににかかわらず振込指定日を同じくする複数の総合振込と給与振込があった場合には、総合振込および給与振込ごとに集計した、各々の合計金額とします。なお、総合振込分または給与振込分の一部といった一部引落しは行いません。
- (2) 契約者は、振込資金を振込指定日の前営業日までに引落口座へ入金しておくものとします。
- (3) 当行は、前第1項の引き落としができなかった場合には振込手続きは行いません。この場合、当行から契約者へ引落口座の預金残高不足の通知は行いません。なお、同一の振込指定日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高を超える時は、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。
- (4) 契約者は、すみやかに振込資金の引落金額を確認してください。万一、引落金額に疑義がある場合は、ただちにその旨を引落口座を設けてある当行の店舗(以下「取引店」といいます)にご連絡ください。
- (5) 当行が振込処理した結果、「該当口座なし」または「その他の事由」等により振込資金が返却された場合には、当行所定の組戻手続きにより処理します。
- (6) 前各項の取り扱いによって契約者に損害が生じて、当行の責に帰すべき事由による場合を除き当行はいっさいその責任を負いません。

4. 手数料等

- (1) 本サービスのご契約にあたり、当行所定の基本手数料を毎月当行の指定日にご指定の手数料引落口座より引落いたします。なお、基本手数料を変更する場合、当行は、当該変更内容および適用開始時期等を契約者の届出住所に宛ててあらかじめ書面にて通知するものとします。
- (2) 当行は、本サービスのご利用にかかる各種手数料を新設または改訂することがあります。この場合当行は、前項に準じて当該手数料の改訂内容および適用開始時期等を契約者の届出住所に宛ててあらかじめ書面にて通知するものとします。
- (3) 振込手数料は、当行所定の振込手数料を支払うものとします。なお、振込手数料は、当行の指定日に、一括支払い扱いとすることとします。
- (4) 振込資金、振込手数料および基本手数料は、普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定、カードローン規定または当座貸越契約書の各条項にかかわらず、預金通帳、カードおよび払戻請求書の提出ならびに小切手の提示なしで、その支払いをなすべき日に引落口座から引き落としを行います。

5. 届出事項の変更等

- (1) 住所、氏名、商号(法人の場合)、代表者(法人の場合)、暗証番号、ファックス番号、電話番号、引落口座等、届出内容に変更がある場合には、当行所定の書面によりただちに取引店に届け出てください。

- (2) 前項の届出を怠ったため当行からの通知または送付された書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。
- (3) 前第1項による届出がなされた場合でも、当行がセンターの登録変更処理を完了する前、振込依頼がなされ、その依頼内容にしたがって振込手続きを行った場合には、契約者に損害が生じて、当行はいっさい責任を負いません。

6. 免責事項

- 次の各場合には契約者に損害が生じて、当行はいっさいその責任を負いません。
- ① 当行の責によらないファックスまたは回線の障害ならびに電話の不通等により、本サービスによる振込手続きが遅延したり不能となった場合。
 - ② 契約者があらかじめ当行に届け出た暗証番号、委託者コード、確認書番号等の内容を、当行が照合し一致を確認して振込手続きを行った場合。
 - ③ 入金指定口座が解約済み、店舗の廃止および全国銀行データ通信センターでの送信規制等により振込が不能になった場合。
 - ④ その他当行の責によらない損害が発生した場合。

7. 解約

- (1) 本契約は、書面で通知することにより、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。なお当行が解約する場合は、契約者の届出住所あてに解約通知が到達した時点で、この契約を解約したものとします。
- (2) 本契約が解約された場合でも、すでに受付済の振込依頼がある場合は、この振込依頼により当行による振込手続きを行います。
- (3) 当行は、本サービスのご利用が1年以上ない場合は本契約を解約することがあります。
- (4) 前各項の取り扱いによって契約者に損害が生じて、当行はいっさいその責任を負いません。
- (5) 契約者に対しつぎの各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも事前に通知することなく本サービス契約を解除することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① 前条4. に定める基本手数料または振込手数料が未払いの場合。
 - ② 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき。
 - ③ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - ④ 本項2号および3号のほか、契約者が債務整理に関して裁判所の関与する手続きを申立てたときあるいは自ら営業の停止を表明したとき等、支払いを停止したと認められる事実が発生したとき。
 - ⑤ 相続の開始があったとき。
 - ⑥ 行方不明となり、当行から契約者に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。
 - ⑦ 契約者が本サービス規定に違反した場合等、当行が本サービスの解約を必要とする相当の事由が発生したとき。
 - ⑧ 契約者またはその役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - D. 暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - ⑨ 契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各項目の一にでも該当する行為をした場合。
 - A. 暴力的な要求行為。
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - D. 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為。
 - E. その他の全各項目に準ずる行為。

8. 既定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

9. 規定の準用

- この規定に定めのない事項については、普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定、カードローン規定または当座貸越契約書の各条項を適用または準用するものとします。

10. 契約期間

本サービスの契約期間は、契約日から起算して1年間とします。なお、期間満了1ヵ月前までに、契約者または当行から書面で通知のないかぎり、期間満了日の翌日から同一内容で1年間その効力を有するものとし、以後も同様とします。

以上